

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02480

研究課題名（和文）欧州仏語圏4か国における幼児教育義務化の政策意図と制度的条件に関する比較研究

研究課題名（英文）A Comparative Study of Policy Intentions and Institutional Conditions for Mandatory Preschool Education in Four French-speaking European Countries

研究代表者

藤井 穂高（FUJII, Hodaka）

筑波大学・人間系・教授

研究者番号：50238531

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究はヨーロッパのフランス語圏ではなぜ幼児教育は義務化されたのか、という学術的な問いに答えることを課題とした。最も早く義務化を実現したルクセンブルクでは、その背景として移民大国であり、かつ、3か国語で教育を行うという特殊な事情があること、3歳からの義務教育を実現したフランスでは、幼児教育の教育制度上の重要性を認め、不平等の縮減、特に言語面での不平等の縮減における幼児教育の決定的役割を強化するためであったこと、一方、5歳児からの義務化にとどまったベルギーでは、義務化に積極的なワロンと奨励策を進めるフランデレンの協調の必要から憲法上の「均衡の原則」が機能したことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国では教育基本法において「幼児期の教育」が「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と明記されている（11条）。幼児教育がその基礎を培う普遍的な役割を担うものであるならば、一人ひとりの幼児にその機会を実質的に保障すべく制度的な措置が講じられるはずであり、義務化はその究極の形態である。実際、ヨーロッパの38か国のうち、初等教育の前の段階で少なくとも1年間の幼児教育（又は保育）を義務化している国は16か国に及んでいる。ヨーロッパのフランス語圏4か国ではなぜ幼児教育は義務化されたのか、という問いに答えることは、幼児教育研究にとっても義務教育研究にとっても十分な学術的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This study was tasked with answering the academic question of why early childhood education was made compulsory in French-speaking countries in Europe. In Luxembourg, the earliest country to make early childhood education compulsory, the background was the special situation of being a major immigrant country and having education in three languages. In France, where compulsory education from the age of three was realized, it was in recognition of the importance of early childhood education in the educational system and to strengthen the decisive role of early childhood education in reducing inequalities, especially in terms of language. On the other hand, in Belgium, where compulsory education is only compulsory from the age of five, the "principle of balance" in the Constitution was activated by the need for coordination between Wallonia, which was proactive in making education compulsory, and Flanders, which was proactive in encouraging it.

研究分野：教育制度論

キーワード：幼児教育 義務化 フランス ベルギー ルクセンブルク

## 1. 研究開始当初の背景

近年、OECDの政策動向は、PISA調査に代表されるように、各国に少なからぬ影響を及ぼしている。幼児教育の領域においては、Starting Strong計画により、すべての幼児が力強いスタートを切れるよう十分な投資を行うことを各国に求めている(OECD『世界の教育改革2 OECD教育政策分析』明石書店、2006:5)。その際の根拠は、ノーベル賞受賞者のヘックマンらの理論により、「あるライフステージでの学習が次のライフステージでの学習を生む」という原理である(OECD『OECD保育白書』明石書店、2011:45)。

実際、ヨーロッパ諸国においても、幼児教育に係る様々な施策が推進されている(European Commission, *Key Data on Early Childhood Education and Care*, 2019)。その中でとりわけ注目されるのが幼児教育の義務化である。2017/18年度で見ると、EU38か国のうち、初等教育の前の段階で少なくとも1年間の幼児教育(又は保育)を義務化している国は16カ国に及んでいる(European Commission, *Compulsory Education in Europe*, 2017:3)。本研究が着目するのはこのうちフランス語圏の4カ国(フランス、スイス、ベルギー、ルクセンブルク)における幼児教育の義務化である。

時系列的にこの4カ国における義務化の立法化の動向を整理すると、次の通りである。

A) スイスでは、2007年に、スイス教育長会議(CDIP)の「義務教育の協調に関する州間協定(通称「HarmoS協定」)により、4歳からの就学と幼児学校(école enfantine, Kindergarten)を含む8年間の初等教育の制度化が決定された。

B) ルクセンブルクでは、義務教育に関する2009年2月6日付法律により、満4歳からの就学義務が定められた。ただし、同国の場合、幼児教育の義務化の歴史は古く、1976年10月22日付規則により、幼稚園(jardin d'enfants)に通う義務が定められている。

C) ベルギーでは、2019年5月11日付の法律により、義務教育に関する1983年6月29日付法律が改正され、義務教育の開始年齢が6歳から5歳に引き下げられた(実施は2020年度)。ベルギーの場合も、15年前から議会での議論が繰り返されてきた。

D) フランスでは、2018年3月27日に開催された「保育学校会議」において、マクロン大統領自らが、義務教育の開始年齢を3歳とすると宣言し、「信頼の学校のための2019年7月26日付法律」により、義務教育は3歳から16歳までとするよう改正された(2020年度実施)。

## 2. 研究の目的

わが国では教育基本法の改正により、「幼児期の教育」が「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と明記された(11条)。同法の逐条解説書によると、この条文は「幼児期の教育が、生涯にわたる人格の形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っていること端的に示すものである」(教育基本法研究会『逐条解説 改正教育基本法』第一法規、2007:144)。幼児教育がその基礎を培う普遍的な役割を担うものであるならば、一人ひとりの幼児にその機会を実質的に保障すべく制度的な措置が講じられるはずであり、義務化はその究極の形態である。こうした義務化という課題の重要性に着目し、ヨーロッパのフランス語圏4カ国ではなぜ幼児教育は義務化されたのか、という学術的な問いに応えることが本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

### 1) 研究の視点

幼児教育の義務化という課題を検討するための本研究の視点は次の通りである。

義務化という改革に取り組んだ諸国の背景

義務化の条件

義務化の政策意図

改革の理論的根拠

義務教育の制度

### 2) 研究の素材

本研究の第1の研究の素材は、各国の立法化に係る議会資料である。それらとともに、議会資料で参照されている学術的な文献、政策動向に係る行政資料も研究の素材とする。併せて、特にルクセンブルクとベルギーについては先行研究が乏しいため、所管官庁及び学校調査を実施し、現状の把握に努める必要がある。

## 4. 研究成果

<1年目>

フランス語圏4か国のうち、フランスとルクセンブルクを対象を絞り、議会資料等を主

な資料として、義務化の論理を明らかにした。フランスについては、2019年の義務教育改革の議論を整理した。同年の「信頼できる学校に関する法律」(第11条)により、教育法典L.131-1条が「義務教育は、すべての子どもに対して、3歳から16歳までとする」と改正される。同法の趣旨説明書によると、同規定は、一方では、フランスの教育制度における保育学校の教育上の重要性を認めるものであり、他方では、不平等の縮減、特に言語面での不平等の縮減における、小学校前の教育の決定的役割を強化するものである。2018年にマクロン大統領により「保育学校会議」が開催されている。同会議の資料によると、3歳児義務化の趣旨として、科学研究によると0歳から5歳までの早期の認知的刺激が学業成功、学業の水準及び職業への参入を促進することが示されていること、したがって政府の意図としてはできるだけ早期からもっとも「弱い」児童に働きかけることにあること、3歳児から97%の子どもは就学しているが、不十分な形態であること(3歳児の就学率の地域間格差)などが示されている。

一方、ルクセンブルクについては、2009年義務教育法に至るまでの政策動向を整理した。同国では、1912年の初等教育組織法において義務教育の開始年齢は6歳と定められたが、早くも1964年規則により幼稚園の設置義務が市町村に課され、1976年規則により5歳児の、1992年規則により4歳児の、幼稚園への就学義務が規定されていた。2009年法は就学義務違反に対する罰則を定めるものであった。

#### <2年目>

ルクセンブルク及びフランスの幼児教育義務化に係る研究成果を論文の形で発表した。まず、ルクセンブルクについては、同国が幼児教育の段階においてももっとも厳格な義務教育制をとっている点に着目し、その論理と背景を検討した。ルクセンブルクの教育制度と義務教育の概要を述べ、次に、2009年法に至るまでの幼児教育の義務化の経緯を整理した。その上で、ルクセンブルクの抱える基本的な教育課題を検討し、幼児教育義務化の社会的教育的背景を考察した。義務違反の厳罰化の論理は、制定過程を見る限り、この段階の教育が移民の子どもの社会化に格別の役割を果たしているとの1点にとどまるものであった。むしろ議論の焦点はその前段階にある3歳児の「準備教育」の義務化の是非にあった。義務教育法と同時に成立した基礎学校法により従来の幼稚園は小学校に完全に統合される形になったため、義務教育法制も小学校のそれに合わせるための改正であったと見ることもできる。一方、その背景を見る限り、幼児教育段階に大きな期待が寄せられることも理解できる。すなわち、ルクセンブルクは小国ながらその国民のアイデンティティーの象徴としてルクセンブルク語の学習が求められる一方で、ヨーロッパの十字路口に位置し欧州の諸機関が置かれる国際的な国家でありその中で活躍できる人材としてフランス語とドイツ語も操れる人材が求められる。ところが移民大国でもある同国においてはそうした3か国語の教育は移民に代表される社会的に不利な環境に置かれた子どもたちにとってはハードルが高く、制度的に困難を生み出していることも検討した。

一方、フランスについては、「学校教育の臨界」として幼児教育をとらえた論文において、3歳まで義務教育の開始年齢を引き下げた2019年の改革について、議会資料を基にその立法者意思の一端を明らかにした。

#### <3年目>

わが国ではほとんど先行研究のないベルギーの幼児教育義務化について研究を進め、論文にまとめた。同論文では、2019年法の審議過程を振り返り、義務教育開始年齢を5歳に引き下げる法律の立法者意思を明らかにすることを課題とした。ベルギーは、諸外国の中でも幼児教育の就学率が最も高い国の一つであり、同じフランス語を公用語とする国々が次々と3、4歳からの義務教育を実現したのに対し、なぜ5歳なのかを明らかにしようと試みた。幼児教育の義務化を求める議論自体は、教育の機会の均等の原則の徹底、その裏返しとしての社会的不平等の是正を根拠としており、幼児期の教育がその後の教育の基盤となることからその重要性が指摘されることも諸外国と大差ない。

その一方で、ベルギーに特徴的なのは、憲法に明記される教育の自由、そのコロシアーとしての親の教育選択の自由であり、もう一つは連邦制という国家制度である。連邦議会での議論にしばしば登場するのは、今回の改正は義務教育の始期に関する問題であり、就学義務ではないという議論であり、その前提として、親の教育の自由を妨げるものではないことが繰り返し唱えられた。また、教育は基本的に各共同体の管轄であるにもかかわらず、義務教育の始期と終期は連邦の所掌範囲にあることから、フランデレンとワロンの協調が不可欠となる。連邦制に移行するほど両者の関係は緊張関係にあるにもかかわらず、義務教育の始期については両者の合意がなければ前進しない。そしてこの2つの課題において調整原理として登場するのが均衡の原則であった。コンセイユ・デタの意見書により、立法府で議論は3歳ではなく5歳からの義務教育に収斂していくことになるが、その決め手となったのが均衡の原則であり、他国では、少なくとも幼児教育の義務化の理論において、あまり見ない原則である。

#### <4年目>

フランスでは「信賴の学校のための 2019 年 7 月 26 日付法律」(以下、2019 年法と略記)により、義務教育の開始年齢は従来の 6 歳から一気に 3 歳にまで引き下げられた。まず、法律の成立の過程について、2017 年大統領選挙における各候補者のアジェンダから、2018 年 3 月の「保育学校会議」、そこでのマクロン大統領の演説、同年 12 月の法案提出から 2019 年 7 月の法律成立までを整理した。そのうえで、法律の審議過程における各党の主張を分類、整理した。特に幼児教育の義務化については、伝統的に左派の政策であったが、今回の 3 歳までの引き下げは中道・右派の政策であり、特に右派はどのような論理で賛成に回ったのか、あるいは、反対したのかを検討した。また、この度の制度改革の出発点となった「保育学校会議」(2018 年 3 月)の報告書(Cyrulnik 2019)を素材として、同会議を主宰した脳科学者シリユルニクの理論が、義務化の根拠としてどのように援用されているのかを検討した。一方、義務化に伴いこれまで 2~3 歳児を中心に受け入れてきた「幼児園」(jardin d'enfants)は保育所等に転換されることとなった。この幼児園は、保育所と保育学校の間形態と言われ、画一的な幼児教育制度においてほとんど唯一のオルタナティブである(Puydebois et al. 2020)。義務化に伴う幼児園への影響も併せて検討した。

なお、この他にも、フランスは 2 歳から学校教育を受けることができる数少ない国の一つであるが、2 歳児就学の政策と義務化に伴う影響(受け入れ促進策の増減等)を検討する必要もある。

こうした一連の課題は論文の形にまとめるに至らず、基礎作業を進めたにとどまった。次の科研費では、フランスの 3 歳児義務化に焦点を絞った研究課題で採択されているので、今年度の成果を次年度以降順次発表していく予定である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 藤井穂高	4. 巻 47(2)
2. 論文標題 ベルギーにおける幼児教育の義務化 2019年法の立法者意思の検討	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 筑波大学教育学系論集	6. 最初と最後の頁 29,43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤井穂高	4. 巻 29
2. 論文標題 幼稚園・保育所の危機管理を考える（課題別セッション）総括	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 教育制度学研究	6. 最初と最後の頁 182,183
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤井穂高	4. 巻 46(2)
2. 論文標題 ルクセンブルクにおける幼児教育の義務化	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 筑波大学教育学系論集	6. 最初と最後の頁 17-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤井穂高	4. 巻 63
2. 論文標題 フランスの幼児教育 - 学校教育の臨界 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 比較教育学研究	6. 最初と最後の頁 18-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤井穂高	4. 巻 35
2. 論文標題 フランス教育学研究における到達点と課題 - その2 教育制度・教育行政研究の立場から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 フランス教育学会紀要	6. 最初と最後の頁 19-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 藤井穂高
2. 発表標題 フランス教育学研究における到達点と課題 - その2 教育制度・教育行政研究の立場から
3. 学会等名 フランス教育学会第40回大会シンポジウム (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 藤井穂高
2. 発表標題 教育理論から教育システムを構想する 問題提起 教育制度のウチとソトをつなぐ
3. 学会等名 日本教育制度学会第29回大会シンポジウム (招待講演)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 秋川陽一・藤井穂高・坂田仰編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 教育開発研究所	5. 総ページ数 244
3. 書名 幼児教育・保育制度改革の展望 教育制度研究の立場から	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------